

# 高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例（案）

**目的**  
**第1条** 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命及び健康の保持並びに安全で安心な県民生活を送る権利を守る取組を推進する県の責務を明確にする。

## 県が実施すること

### 県の責務 第3条

- ・ 県民の暮らし、事業活動の維持に配慮し予防等の対策を実施。
- ・ 市町村の施策の支援と緊密な連携。
- ・ 県民等が、感染症に関する知識を得るとともに、感染拡大防止に取り組めるよう支援。

### 体制の整備等 第5条

- ・ 保健医療体制の充実・強化。
- ・ 宿泊療養施設等の確保、環境整備。
- ・ 医療提供体制維持への必要な支援。
- ・ 医療機関、社会福祉施設等の労働環境の整備。
- ・ 予防接種の円滑な実施へ支援。

## 県民への要請

### 県民等の協力 第4条

- ・ 県民等は、予防に関する正しい知識を持ち、感染症対策の協力を努める。

### 協力要請 第6条

- ・ 感染症にかかっていると疑うに足りる者に、健康状態等の情報提供、不要不急の外出をしないよう求めることができる。
- ・ 協力の求めは、プライバシー、人権に配慮し、必要最小限のものとする。
- ・ 事業者営業時間短縮等の要請ができる。ただし、事業継続・雇用維持のために必要な財政的支援に努める。

### 社会的検査の推進 第7条

### 予防的な大規模・定期的な検査が必要

クラスター発生防止のため、医療機関、社会福祉施設等において、社会的検査の推進に努める。

### 差別の禁止 第8条

### 助言・指導 第9条

・ 「罰則」に該当するおそれがある場合においても、適切な助言、指導を通じ是正を促すことを基本とする。